

令和2年1月12日(日) 参加地区の変更は令和2年1月10日(金)まで

成人式 開催

詳細はこちら



会場・時間 下表のとおり

※案内状に記載の会場(現住所地区)に出席してください

対象 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれで、令和元年11月1日現在、本市に住民登録がある人(市外に住民登録がある人も申し込むことで参加可能)

会場変更 現住所地区以外の成人式に出席を希望する人は、申し込みが必要でず(親族による代理申し込み可)

申込期間 = 12月1日(日)～令和2年1月10日(金)

申込方法 = 直接または郵送・ファクス・eメールで、申込書(市ホームページにあり)を〒790-0003三番町六丁目6-1(教地域学習振興課(市役所第四別館3階)) hatachi@city.matsuyama.ehime.jpへ

※直接の申し込みは、(教地域学習振興課のほか、市民課(市役所本館1階)、公民館、支所、出張所、市民サービスセンターでも受け付け可(各受け付け場所の開所日時は異なります)。できるだけ早めの申し込みをお願いします

公民館地区	開催会場	開式時間	実行委員会	問い合わせ先
湯山、日浦五明、伊台	ホテルメルパルク松山	10:00	伊台公民館内	977-0136
久米	久米中学校 体育館		久米公民館内	976-8438
小野	小野公民館 2階 大会議室	10:30	小野公民館内	975-8511
石井	石井小学校 体育館	10:00	石井公民館内	957-4120
浮穴	浮穴公民館 2階 大会議室		浮穴公民館内	957-1843
荏原、坂本	荏原公民館 2階 大ホール	11:00	荏原公民館内	963-0993
八坂、東雲	市青少年センター	10:30	東雲公民館内	941-6630
素鷲	拓南中学校 体育館	10:00	素鷲公民館内	931-2745
道後	エスポワール愛媛文教会館 2階 大ホール	9:50	道後公民館内	921-0430
番町	えひめ共済会館 4階 豊明	11:00	番町公民館内	945-0957
桑原	桑原中学校 体育館	10:30	桑原公民館内	945-9796
新玉	中央・新玉公民館 4階 大ホール	10:00	新玉公民館内	931-5294
雄郡	雄新中学校 体育館		雄郡公民館内	931-6571
清水	県男女共同参画センター 多目的ホール	10:00	清水公民館内	924-7075
味酒	市総合福祉センター 大会議室		味酒公民館内	924-9053
生石	生石公民館 1階 大会議室		生石公民館内	971-2975

公民館地区	開催会場	開式時間	実行委員会	問い合わせ先
余土	余土小学校 体育館	10:30	余土公民館内	971-6752
垣生	垣生小学校 東体育館	10:00	垣生公民館内	971-0267
味生	味生公民館 3階 大会議室		味生公民館内	952-5406
三津浜	市地域交流センター 2階 大会議室	10:30	三津浜公民館内	951-0446
宮前	宮前小学校 体育館		宮前公民館内	952-1068
高浜	松山観光港ターミナルビル 2階 研修室	10:00	高浜公民館内	952-5235
泊、由良	泊南分館		泊公民館内	961-2933
中島	中島総合文化センター 多目的ホール	9:30	中島公民館内	997-1181
和気	和気公民館 2階 大会議室	10:00	和気公民館内	978-3805
潮見	潮見公民館 2階 大会議室		潮見公民館内	924-8643
堀江	堀江公民館 2階 大会議室		堀江公民館内	979-3596
久枝	みどり小学校 体育館	10:30	久枝公民館内	924-8628
浅海、立岩、難波、北条、河野、栗井	北条ふるさと館		北条公民館内	993-1114

☎(教)地域学習振興課 ☎948-6813 ・ ☎934-1745

令和2年度以降の市・県民税の主な改正

令和2年度からの主な改正

住宅ローン控除の拡充

消費税10%が適用される住宅取得などについて、住宅ローン控除の控除期間が3年延長(改正前:10年間→改正後:13年間)されます。※令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます

●給与所得控除の見直し

- 1 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2 給与所得控除の上限額が適用される給与収入の金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。なお、子育て世帯などには負担が生じないように、措置が講じられます(所得金額調整控除)。

●公的年金等控除の見直し

- 1 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2 公的年金などの収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額の上限が、195万5,000円となります。
- 3 公的年金などに係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は一律10万円が、2,000万円を超える場合は一律20万円が、それぞれ1および2の公的年金等控除額から引き下げられます。

●基礎控除の見直し

- 1 基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- 2 納税義務者の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると適用がなくなります。

●所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1 給与などの金額が850万円を超え、下記のア～ウのいずれかに該当する場合

- ア. 特別障害者に該当する
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与などの収入^① - 850万円) × 10%
①1,000万円を超える場合は1,000万円

2 給与所得と公的年金雑所得の両方があり、その合計金額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得^② + 公的年金雑所得^②) - 10万円
②10万円を超える場合は10万円

※見直しに伴い、扶養控除などの所得金額要件や、個人市・県民税非課税限度額の引き上げなど所要の措置が講じられます

子どもの貧困に対応するための個人市・県民税の非課税措置

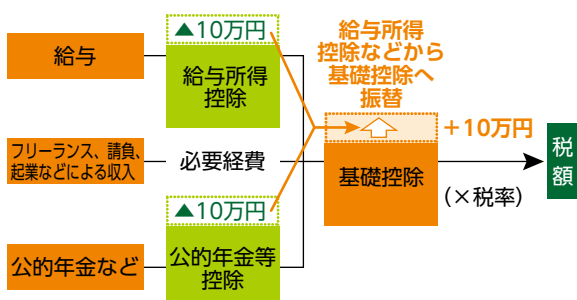
子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人市・県民税を非課税とする措置が講じられます。

☎市民税課 ☎948-6291 ・ ☎934-1802

令和3年度からの主な改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



※給与所得と公的年金雑所得の両方がある人については、所得金額調整控除の対象となります